1998 年ハーバード大の D. Eisenberg が米国で代替医療を調査。 米国民の 40%が年間 6億回の代替医療を受け270億ドル使用(通常医療とほぼ同額)、96%は通常医療併用。 2000年初頭には整体療法を42州、鍼灸を7州で医療保険がカバーし、3州でホメオパ シーの法定資格が定められていた。 【薬草(ハーブ)療法】 は3人に1人が使用、費 用は 40 億ドルであり NIH は代替医療研究のため NCCAM (National Center for Complementary & Alternative Medicine) を発足させた\*1。 FDA は薬草マオウにはエ フェドリンやハーバル・エクスタシー(法定禁止薬)が含まれ、800以上の有害事象が あると報告。 主な薬草のエビデンスについて、証拠があり、中程度の効果があるもの は①鬱病に対するセントジョンズ・ワート(西洋オトギリソウ)②認知症に対する銀杏 (ドネペジルに匹敵) のみと報告(CMDT, 2003)。 【ホメオパシー】1790 年 C.F.S. Hahnemann が体系化、"類似の法則"、"希釈仕様"(希釈と振盪を行い分子がほとんど無 い濃度にまで希釈する)、"潜在能力活性化"の3大原理に基づく\*2。 180件以上の比 較研究(RCT)ではでほぼプラセボより優れた効果を発揮(ほとんどが英語以外の論文) とされたが英国ではプラセボと差が無かった。【レフレクソロジー】内臓反射療法、足 底の特定部位を圧迫刺激して疼痛緩和などを得る。 英国では議会の承認後、看護士が これを行っている。 日本ではメイド服の女子高生による JK リフレも。 【オステオパ <mark>シー、カイロプラクテック】</mark> 整体療法、アメリカではオステオパスは **Doctor of** Osteopathy (D.O.) と呼ばれる職業学位称号を有し、西洋医学医師 (M.D.) と同様に 正規の医師であり、全ての「医行為」が認められている<= <u>この項ウィキより引用、未確認</u>。 日本では・整体・カイロプラクテック同様、無資格の無届医業類似行為。日本では、あ **ん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師**の国家資格がある。 【プラセンタ】日本で は肝庇護薬として保険適用\*3、日赤はプラセンタ注射歴のある人は、狂牛病回避のため 献血不可とした。 【河野メソッド】\*4 認知症治療法のための経験的プロトコル集(毎 年変更)。 (患者より) 介護者を優先する介護者保護主義。 糠のサプリメント (フ ェルラ酸)や保険外の意識障害治療薬ニコリンなどを使用する。 【漢方薬】日本、韓 国、中国では正規の病院でも漢方薬が処方される。米国でも10州以上で保険適用あり。 【大麻】マリファナ。 テトラヒドロカンビノールは日本では大麻取締法違反。 【MMR <mark>(流行性耳下腺炎、麻疹、風疹)ワクチンで自閉症】</mark>というランセット論文は全くの捏 造、 コクラン共同計画はこれを否定。 論文撤回は 12 年後、著者は医師免許剥奪(詐 欺罪)。<mark>【アルツハイマー・アルミニウム説】</mark> FDA は否定。 アミロイド説もワクチ ンで沈着を抑えたが無効、今はタウオパチー(リン酸化 c 蛋白の神経細胞内蓄積) 説が 有力。 但しアルミと痴呆は関係あり\*5。糖質、グルテン制限、ゲルマニウム、プロポ リス、フコダイン、 $\beta$  グルカン、CoQ10 etc. 【原則】Katzung 薬理書 9 版には**学生** が忘れてはならない原則 <mark>①全ての物質は有毒にもなりうる ②全ての治療法は有効性、</mark> <mark>安全性について医薬品と同じ基準のエビデンスを持たねばならない</mark>を挙げている。

<sup>\*1</sup> 年間一億ドル以上の予算を使い臨床試験をおこなったが、ほとんど良い結果を得ることがなく、厳しい批判を受け改組。\*2 1988 年 Nature 掲載の J. ベンベニスト (イグ・ノーベル賞)「水の記憶 (極度に希釈された抗血清中の・・・)」が根拠?後に撤回。 2016 年 11 月 FDA はホメオパシー薬品 (Hylands 社)の使用中止と廃棄を勧告(死亡例はベラドンナによる?)。 \*3 ラエンネック、メルスモンの 2 種。 過去にメルスモン製薬は薬事法違反で行政処分。 \*4 河野和彦医師、フェルガードの競合品に対する信用棄損で医業停止 3 か月(2016.9.30 毎日新聞)\*5 グアム島での調査。